

1) 就学システムをめぐって

①めざすべきインクルーシブな学校

本章でも述べてきましたが、**インクルーシブ教育の議論を単なる就学の場の問題に矮小化してはなりません**。諸外国を見ても、その割合はまさに様々ですが、特別なニーズを持つ子どもは、通常学級・特別学級・特別学校など、多様な就学形態で学習に参加しています。それぞれ何パーセントの在籍率が理想かと問われても、一概には言えません。特別なニーズの定義や認定の仕方、一般教育条件における支援体制などによって違ってくるので、目標値のようなものを設定することにはなじまないからです。そうした**就学の場の問題よりも、近年ではむしろ、多様なニーズに対応できる教育課程や指導法と、そのための学級の規模や人的配置のあり方など、具体的な教育実践と条件整備が問われ、また追究されています**。

発達段階や学習能力にある程度の幅があっても、授業の単元あるいは目的・内容が共有できるのであれば、具体的な課題や活動が個々のニーズや能力に応じて多様化・個別化されることによって、通常学級での学習への参加が可能となる子どもの範囲は、今よりも格段に広がるでしょう。そうした通常の授業づくりが進められるべきです。また学習への参加の形態や方法は画一的なものではなく、また障害の状態や発達段階によっては単元の共有が部分的ないしほとんど困難な子どももいるので、必要に応じて、支援スタッフや各種専門職、通級指導や特別支援学級などによる指導や支援が織り交ぜられ、学校全体で多様なニーズへの対応がなされるのが、めざすべきインクルーシブな学校でしょう。もちろん、特別支援学校や他の外部専門機関とのネットワークの構築も図られます。地域ネットワークには就学前の保育・療育機関、就学中の学童保育、さらには卒業後の学校・福祉・労働の機関なども含まれます。だからこそ、**インクルーシブな学校づくりは地域づくりでもあるのです**。

②就学システムと複数在籍

そうしたことを前提にしつつ、そうはいっても就学システムの問題はやはり切実です。

障害者権利条約、とくに第24条第2項の内容（本書41頁）に基づき、一般教育制度から排除されず、一般教育制度および発達を最大にする環境の下に必要な支援が保障されるシステムを具体的に構想するなら、端的には、**すべての子どもが地域の小・中学校の通常学級に在籍でき（排除されず）、またそこでの合理的配慮や必要な支援も確保されつつ、本人ないし保護者の要求に基づき特別支援学校・学級にも在籍できる制度を構築することです**。それはすべての子どもに地域の学校での学習の機会が平等に保障されると同時に、子どもの権利一般にとどまらず、障害による特別なケアへの権利も保障されるということでもあります。すなわち、貧しい選択肢しかない中で、択一的な苦しい選択に追い込んだり、選択と同時に自己責任を課すようなしくみとも異なる、**複数在籍の保障**です。

これに関連して、いくつかの自治体ではいわゆる**地域学校籍（副籍、支援籍など）**が実施され、中教審の議論でもとりあげられています。しかし本章でも指摘したように、そのための教員配置などの条件が整っておらず、保護者の付き添いが原則であったり、在籍する特別支援学校の責任とされるために、現場では多くの矛盾を抱えています。だからこそ、**制度化すべきなのは副次的な籍ではなく、通常学級、特別支援学級・学校それぞれを正式の在籍とみなし、生徒数としてダブルカウントする複数在籍**なのです。その際に、拠点となる場をどこにするかについては、関係者の協議・合意の下に、本人もしくは保護者が判断できるようにすべきです。

③「要求に基づく」ことの重み

全障研の提言に対し、とくに質問や意見が集中しているのは、基本的に全ての子どもの地域の学校への在籍を保障し、同時に要求に基づき特別支援学校・学級への複数在籍を認めるという点です。要求に基づくというのが、特別支援

学校・学級を軽視しているのではないか、もっと特別な学校・学級の意義を強調すべきではないかという趣旨です（『みんなのねがい』9月号での論稿）。

要求に基づくということは、要求がなければそのまま放置するということではありません。**意に反する就学措置を強制されない**ということであって、乳幼児期からの相談・支援システムを通して、本人や保護者が専門的な対応への主体的要求を自ら認識できるようにしていくことが重要です。また、要求すれば単純にフリーパスということでもありません。その要求を真にかなえるには、学校や行政が何をどこまですべきであり、またそれが可能であるかということの了解・合意も必要となるでしょう。そうでなければ学校や行政の責任が曖昧になり、結局は本人や保護者の自己責任となり、子どもの権利が保障されないことになってしまいます。

現実には、就学形態に係る本人や保護者の要求に応えること自体も容易ではなくなってきました。通級指導の時間が削られたり、待機させられる。特別支援学級設置が認められず、遠くの学級ないしはスクールバスのある特別支援学校に行かざるを得ない。そして一部の特別支援学校高等部の熾烈な受験。「要求に基づく」体制を作ることは、軽視どころか非常に重たい課題なのです。

インクルーシブ教育より今の特別支援教育の充実や改革が先ではないかという意見もあると思いますが、通常教育の改革と一体になされない限り、特別支援教育の充実も進まないし、特別な学校・学級の意義も十分に発揮できないでしょう。特別支援教育をどうするかという枠にとどまっていたはならないのです。

④ 文部科学省の見解について

文部科学省は、第11回障がい者制度改革推進会議（5月17日）でなされた省庁ヒアリングの際に、「追加質問項目に対する意見書」において「文部科学省としては、保護者に全面的に就学先の選択を委ねることについては慎重な検討が必要と考えている」と述べています。「制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会において最終的に就学先を決定する」とした2009年2月

の調査研究協力者会議による「審議の中間とりまとめ」の方針を踏襲したものです。事前に提出した「意見書別添」では、親の障害受容ができていない、医療的ケアの必要、他の児童への危害の恐れ、虐待の疑いといったケースが想定されています。

個々の具体的なケースについての懸念は理解できるのですが、こうした事例をもとに、就学システムのあり方全体の基本原理・原則を論じるのは適切でしょうか。例えば、「虐待が疑われるような場合」は保護者の親権そのものを制限する必要があり、就学とは別の次元の問題のはずです。「他の児童に重大な危害等が及ぶ恐れ」については、イギリスの制度を参考にはしているようですが、これも慎重に論じないと、地域の学校で他の子どもに危害を加えてはいけなから特別支援学校に通ってもらおう、という短絡的で乱暴な話になりかねません。特別支援学校なら他の子に危害が及んでもいいということにはなりません。確かに、特別支援学校の方が丁寧に指導できる人的体制があるという判断や助言はありますが、だからといって親が納得しないまま就学や転校を強制することはできないでしょう。

保護者の障害受容や、医療的ケアなどについても、たしかに軽視できない問題なのです。そもそも就学の時点で、こうした個別例外的な場合はどうするかという問題の立て方ではなく、乳幼児期から安心して相談できる人や機関が整備され、療育体制や体験入学などを通して、さらに入学後のそれぞれの学校の教育条件整備のあり方も考慮して、保護者が納得して主体的に判断できるような仕組みを基本とした制度を構想すべきです。文科省のいう「保護者に全面的に就学先の選択を委ねる」というのが、相談・支援もなくフリーパスということの意味するのであれば、全障研の提言とは全く異なるものです。

⑤ 「一般教育制度」について

ところで、これまでインクルーシブ教育の先進例として紹介されてきたイギリスは、障害者権利条約の批准（2009年6月）の際に第24条2項の(a)(b)を留保するとともに、「イギリスにおける一般教育制度は、メインストリーム校（通